平成 29 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会 会議録

日 時: 平成 30 年 2 月 14 日(水)15:30~17:15 場 所:ホテルグリーンパーク津 6階「伊勢・安濃」

鈴木地域連携部長(司会)

ただいまから、平成 29 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会を開催いたします。本日総合司会を務めさせていただきます、三重県地域連携部長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総会の開催に当たりまして、当協議会の会長でございます、鈴木知事からご 挨拶申し上げます。

鈴木知事

皆さんこんにちは。本日は平成 29 年度の総会を開催いたしましたところ、 多くの首長の皆様にお集まりを賜りまして、心から感謝を申し上げたいと思い ます。また、日ごろから県政の重要なパートナーとして、首長の皆様、あるい は市町の皆様には、それぞれ大変県政各般におかれましてご協力いただいてお りますこと、心から感謝申し上げたいと思います。

後に説明があると思いますが、先ほど平成 30 年度当初予算案を説明してまいりました。大変厳しい財政状況の中で、市町の皆様にもご理解いただかなければならない部分、多々ありますけれども、とはいえ、必要な部分にはメリハリをつけるというようなことで公共事業などにおいても対前年度比を増加させるという形での事業費の確保などもさせていただいたり、医療、介護などにおいても重点を置いてやるところであります。

また、これらの事業が本当に意義があって、意味があって効果を発揮し、県民の皆様の所に成果が届くためには、市町の皆様と連携をし、ご協力、お力なくしては、それはなしえないというふうに思っておりますので、後に具体的な事業などのご説明もさせていただきますが、県民の皆様から頂いている税金がしっかりとした形で使われるように、効果を発揮するようにご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、本日は、意見交換で、台風 21 号・22 号からの復旧、これについてもお話をさせていただきたいと思っております。全力を挙げて現在復旧をしているところでありますので、この点においてもご協力よろしくお願い申し上げたいと思います。あわせて森林環境税の導入の議論もありますので、その点についても意見交換をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、今年度の1対1対談におきましては、医療の関係でたくさんご意見を賜ったところであります。この30年4月から医療保健部というかたちで健康福祉部を再編しまして医療と介護の連携をしっかりと進めていけるように、また子どもの貧困などの対策での、子ども福祉部というのもつくらせていただきたいというふうに思っております。国保の都道府県化などの節目を迎え

る、あるいは、地域包括ケアシステムの本格スタートを迎える 30 年度でありますので、ここにおきましても市町の皆様と連携して進めてまいりたいというふうに思います。

以上、はなはだ簡単ではございますけども、限られた時間の中、総会が有意 義に執り行われますことをお願い申し上げまして、心からの感謝のご挨拶とし たいと思います。まことにありがとうございます。

地域連携部長

ありがとうございました。

それでは委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。

本来ですと皆様方お一人お一人をご紹介させていただくところでございますが、時間の関係もございますので、本日はお配りさせていただいております出席者名簿でご確認いただきたいと思います。

ここでは慣例に従いまして、新しく協議会委員になられました 3 名の市長、 町長様を名簿の順にご紹介させていただきたいと思います。

まず尾鷲市長、加藤千速様でございます。本日はご公務の都合により藤吉副市長様に代理で出席いただいております。

藤吉尾鷲市副市長

尾鷲市でございます。よろしくお願いいたします。

地域連携部長

続きまして、鳥羽市長の中村欣一郎様でございます。本日はご公務の都合により立花副市長様に代理で出席いただいております。

立花鳥羽市副市長

鳥羽市です。よろしくお願いいたします。

地域連携部長

続きまして、大台町長様には、ご紹介の後、一言、ご挨拶をいただきたいと 存じます。大台町長の大森正信様でございます。

大森大台町長

皆様こんにちは。大台町の大森でございます。 2月の 12 日に就任をさせていただきまして、まだまだ 3日目でございます。皆様方のご意見を聴きながらしっかりとやっていきたいと思いますので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

地域連携部長

ありがとうございました。続きまして、本日の出席委員についてでございま

すが、津市長様、松阪市長様につきましては、公務の都合により遅れてご出席いただく予定となっております。また、県の教育長につきましても、公務の都合により、少し遅れて到着いたしますので、ご容赦のほどお願いを申し上げます。ただ今の出席委員は、代理出席を含め、59名となり、委員総数 62名の半数以上と認められますことから、協議会規約第 12条の規定により本総会は成立していることを宣言いたします。

それでは議事に入りたいと存じます。議事の進行につきましては、協議会規約第11条により、当協議会副会長で、町村会会長であられます、谷口友見大紀町長様にお願いしたいと存じます。谷口町長、よろしくお願いいたします。

谷口大紀町長(議長)

ご指名をいただきましたので議長を務めさせていただきます、谷口でございます。ご協力よろしくお願いを申し上げます。

進行は皆様のお手元に配布させていただいております、事項書にしたがって 進めてまいります。

早速ですが、事項書3の活動報告に入ります。まずは(1)1対1対談等の開催状況について、(2)全県会議および地域会議における検討会議の活動報告について、続けて説明していただき、質疑はそのあとで一括して受け付けたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

後田地域支援課長

地域連携部地域支援課長の後田でございます。よろしくお願いいたします。 私の方から、1対1対談等の開催状況についてご報告させていただきます。

資料1「県と市町の地域づくり連携・協働協議会協議経過報告」の3ページをご覧ください。1対1対談につきましては、市町の具体的な課題について知事と市町長様がオープンな場で議論をし、共通した認識の醸成と課題の解決に向けて一歩でも前に進めることを目的としており、今年度は6月6日の多気町長様との対談を皮切りに開催いたしました。各市町の開催日と対談項目につきましては3ページ中段から5ページにかけて整理をしております。詳細な説明につきましては割愛させていただきますので、後ほどご覧いただき、ご参考にしていただければと思います。

次に6ページをご覧ください。地域の共通した課題について知事と市町長様が共通した認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議の場として設けております、サミット会議につきましては今年度の開催実績はございませんでした。1対1対談等の開催状況については以上でございます。

藤井移住促進監

地域連携部移住促進監の藤井と申します。よろしくお願いいたします。私の 方からは全県会議の検討会議として、昨年度から継続して設置をさせていただ きました、「ええとこやんか三重 県と市町の移住促進検討会議」の活動報告 をさせていただきます。お手元の資料1、8ページから詳細を記載させていただいておりますが、第1回から第4回の検討会議におきましては、三重県の移住の取組、各市町における課題解決に向けた問題などについて、情報共有を図るとともに意見交換を実施いたしました。実践的な研修といたしまして、地域の皆様にご協力をいただきながら、まち歩き研修を行い、研修を踏まえ、移住希望者に地域の暮らしを魅力的に発信していく方法など、検討を行いました。

また、第5回検討会議におきましては、今月23日に開催を予定しておりますが、自治体と協働で移住者受け入れの支援などを行ってみえる講師をお招きし、民間団体と自治体が協働して行う移住支援などについて検討いたします。

検討会議を設置し、議論をした結果、各市町における移住者の受け入れ体制の整備が進んできており、また、近隣地域を越えた市町同士の連携した事業も実施されるなど、県と市町の連携や、市町同士の横のつながりの強化も図られております。

移住希望者のニーズを踏まえ、移住先として三重県を選んでいただくためには、ワークもライフも充実した三重での暮らし方の提案を進めていくことが重要となっております。今後も県と市町が連携を図り、検討を継続していきたいと考えておりますので、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上で検討会議の活動状況についてご報告を終らせていただきます。

地域支援課長

続きまして、地域会議の検討会議の活動につきまして、ご報告させていただきます。同じく資料の 13 ページの右の欄をご覧ください。地域会議における検討会議につきましては、地域防災総合事務所及び地域活性化局の単位で取り組みいただいています。今年度はそれぞれの地域で取り組むべき 18 のテーマによって、延べ 65 回の検討会議を開催し、具体的な課題解決に向けた協議や取組を進めていただいております。テーマごとの詳細につきましては 14 ページから 22 ページにかけて整理しておりますのでご覧いただきたいと思います。私からは以上でございます。

大紀町長

ただいま事項書3の説明がございました。これにつきまして何かご意見、ご 質問はございませんか。

それでは、なしということで、事項書3の活動報告については以上で終わります。次に事項書4、報告事項に入ります。

報告事項の進行につきましては(1)から(3)までを続けて説明をさせていただき、質疑は、最後に一括して受けたいと思います。それでは報告事項(1)平成30年度三重県当初予算について説明をお願いします。

嶋田総務部長

総務部長の嶋田でございます。よろしくお願いします。資料の2に基づきまして、説

明させていただきます。資料2の①の「平成30年度当初予算のポイント」をご覧ください。

はじめに、平成 30 年度当初予算の特徴ですが、枠囲みのところに掲げた4点を重視 した予算としました。

平成 30 年度当初予算は、極めて深刻な財政状況の中にあっても、安全・安心の確保 や未来を切り拓くための攻めの取組には予算を確保し、中でも、防災・減災などの喫緊 の対策に対応するため、投資的経費は抑制しつつも、公共事業については前年度を上回 る規模を確保することとしました。

子どもたちの未来のための取組やスポーツの推進についても予算を重点化することとしました。一方で、持続可能な行財政運営に向けて、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、事務事業を徹底的に見直すなど、歳出構造を見直しております。

とりわけ、その下に掲げました6つの課題に対して、別枠で予算を確保するなど、特に注力しました。

一つ目の課題は、「三重で学び働く ~人材育成・確保と働き方改革~」です。

全国に先駆けて取り組んできた働き方改革の「第2ステージ」として、新たに企業の自走的な取組を支援して地域全体に拡散させるとともに、宿泊業における先導的な優良事例を創出します。また、農業においては、労働環境改善や技術習得の円滑化のため、ICTを活用した栽培技術の解析などスマート化を促進し、漁業においては、経営体の協業化・法人化を図るため、中小企業診断士等の専門家を派遣します。

中学校・高等学校には、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員を新たに配置し、教員の負担軽減を実施します。

後継者難による廃業を防止し、地域経済を維持・発展させるため、関係機関と連携し、 事業承継の各段階に応じた、きめ細かな支援を総合的・集中的に実施します。

次代の農業・林業を担う人材を育成する「みえ農業版MBA養成塾」を開設し、「みえ森林・林業アカデミー」をプレ開講します。

ダイバーシティ社会の実現に向けた気運醸成を図るため、ワークショップ等を開催します。また、障がい者の農林水産分野での社会参画の拡大を図るため、「農福連携全国都道府県ネットワーク」との連携を強化します。

子どもたちの学力向上をめざして、みえスタディ・チェックの活用等により授業改善に取り組むほか、小学校英語教育の早期化・教科化に対応できるよう英語教育の実践研究を進めるとともに、民間企業と連携した数学的思考力を育成するWEB教材を研究・開発します。

「考え、議論する道徳」を学校全体で進めるため、小中学校に道徳教育アドバイザーを派遣します。

農業経営者や地域のリーダーとなり得る人材を育成するため、全ての県立農業高校で国際水準のGAPに関する教育を推進するとともに、四日市工業高校ものづくり創造専攻科で海外インターンシップを実施します。

二つ目の課題は「三重で育む ~全ての子どもが希望とチャンスをつかむ社会的支援」でございます。

子どもたちが未来に向かって不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかな

えるための挑戦を持続的に支援できるよう、財源の充実を図るため、法人県民税の超過 課税を原資とする「子ども基金」を新たに創設します。この予算では、14の事業で合計 1億4千7百万円余を活用することとしています。

生活困窮家庭向けの学習支援や進路相談等の対象を拡充し、新たに高校生(中退者も含む)を追加するほか、児童養護施設退所後の進学や就職を支援するため、新たに施設出身の大学生等をアドバイザーとして派遣します。さらに、重篤な児童虐待事案への対応のため、カナダのトロント市の多職種の専門家による支援機関(ブースト)を参考に、アドボケイト(代弁者・擁護者)の養成や多機関連携会議等を実施します。児童相談体制の一層の充実について、鈴鹿・亀山地域に新たな児童相談所を平成31年度に設置するために、必要となる鈴鹿庁舎の改修費用も予算計上しています。

「三重県いじめ防止条例」を踏まえ、意見交流会や弁護士と連携したいじめ防止授業等を行うとともに、新たにSNS相談窓口を開設するほか、県内全中学校区にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーを1名増員します。

家庭の経済状況に関わらず子どもが安心して医療を受けることができるよう、セーフ ティネットを拡充するため、子どもの医療費助成において医療機関での窓口無料化に対 応します。

保育士等の専門性の向上や処遇改善につなげるため、新たにキャリアアップ研修を 実施します。

男性の育児参画を進めるため、企業でのイクボスの取組を促進させる人材(イクボス 伝道師)を育成します。

2ページをご覧ください。

三つ目の課題は、「三重を強く豊かに ~防災・減災対策とインフラ整備~」です。

平成 29 年 10 月の台風 21 号と 22 号により被災した公共土木施設や治山施設、農地、農業用施設等の早期復旧や、県民の皆様のニーズが高い道路施設などの維持管理にも注力するなど、公共事業については対前年度比 106%の事業費を確保しました。また、平成 30 年度当初予算と一体的に編成しました、平成 29 年度 2 月補正予算を含めますと、対前年度比 126.5%となります。

台風 21 号による甚大な被害や九州北部豪雨による被害を踏まえて、中小河川での危機管理型水位計の設置や砂防えん堤の整備等を行うほか、河川堆積土砂の撤去を引き続き推進します。

防災における「共助」の取組を促進するため、「みえ防災・減災センター」や市町とともに地域課題解決に向けた手引書を作成するほか、「三重県広域受援計画」の実効性向上等をめざした活動実験を実施します。

サイバー犯罪から県民を守り、安全で活力あるサイバー空間を実現するため、仮想サイバー演習空間を新たに整備するほか、テロ対策パートナーシップに参画する機関への研修を継続して実施します。

道路ネットワークの充実に向けて、新名神高速道路や東海環状自動車道、熊野尾鷲道路(II期)などの高規格幹線道路の整備を促進します。また、交通安全施設については、摩耗した全ての横断歩道の塗り替えや一時停止等道路標示の塗り替えに注力するとともに、故障時の修繕が困難な全ての信号制御機を更新します。

リニア開業の波及効果を県内において最大化させるため、2027年の東京・名古屋間先 行開業を見据えた、時短に伴う三重県における波及効果の調査等を実施します。

土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍調査を実施する市町を支援します。

四つ目の課題は、「三重で生きる ~安心を提供する医療・介護・福祉の充実~」です。 受診が困難な方に対する診療や指導を補完するため、ICT機器を用いた遠隔診療の実証 実験を実施するほか、一志病院を中心とした多職種連携の取組を普及させるため、市町 の人材育成を支援します。また、介護人材の確保に向け、「介護助手」の導入・定着に向 けた支援を実施します。

国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町と連携して安定的な事業運営を行うとともに、県民の健康づくりを支援するため、市町における「健康マイレージ事業」の導入を支援するほか、糖尿病予防に向けた指導ができる人材を育成します。

障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の確保を促進するとともに、医療的なケアが必要な障がい児・者と家族を支援するため、地域の支援体制を構築します。

五つ目の課題は、「三重で躍動する~人が輝くスポーツの推進~」です。

平成 30 年は、平成最後のインターハイ「2018 彩る感動 東海総体」の開催年です。 全国から訪れる多くの方を温かいおもてなしの心を持ってお迎えし、成功に向けて取り 組みます。

「みえのスポーツイヤー」の2年目として、ソフト対策に注力します。このため、目前の、平成30年のインターハイや国体、その先の、平成33年の三重とこわか国体に向けた強化対策と、その後の三重の競技スポーツを担う人材を育むため、「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」を開始します。なお、競技力向上対策予算は対前年度比141%としています。

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアー」を実施するほか、東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ 2019 のキャンプ地誘致を市町と連携して推進します。

六つ目の課題は、「三重が選ばれる ~地域力・営業力のさらなる強化~」です。

伊勢志摩サミットの効果を今後も持続させるため、SNSを活用した投稿参加型キャンペーンや「IAGTO第一回日本ゴルフツーリズムコンベンション」の実施、MIC E誘致など、インバウンド拡大に向けて取り組むとともに、関西圏をターゲットとした誘客キャンペーンを開催します。また、東紀州地域では観光地域づくりを促進するため、外国人アドバイザーを派遣します。

「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心にきめ細かな相談を実施するとともに、多様な就労情報を掘り起こし、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信します。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした農林水産物の販売拡大をめざし、国際水準のGAP等の認証取得を支援するほか、ラグジュアリーホテルでの三重県フェアやケータリング事業者向けのレセプション等を開催します。また、牛肉、伊勢茶や柑橘を始めとする農林水産物の市場開拓・輸出拡大を支援するほか、みえジビエのブランド

力向上や消費拡大を推進します。

食にかかる県産品の輸出拡大を図るため、「みえの食レップ」を設置して支援を充実するほか、「三重の日本酒」のヨーロッパへの輸出を促進するため、プロモーションを実施します。

中国・韓国等への県産材の輸出を促進するため、輸出先国の動向等について、研修会を開催することなどにより機運醸成し、輸出事業者と県内事業者とのマッチングにより輸出体制を整備します。

3ページをご覧ください。

こういった基本的な考え方で、予算編成を行いました結果、平成30年度当初予算(一般会計)は、対前年度1号補正後予算比で、0.9%減の6,968億円となり、平成30年度当初予算と一体的に編成した平成29年度2月補正予算(その1)をあわせたベースでは、対前年度1号補正後予算比1.3%増となります。

なお、前年度1号補正については、平成29年度当初予算提出時までに、給与削減に関する調整が間に合わなかったことから、当初予算を補正する形となったものであり、この1号補正を加えたものが、通常の当初予算となります。

平成 30 年度当初予算については、一般会計と特別会計、企業会計の3会計全ての合計で、1兆918億円となり、初めて1兆円を超えることとなりました。

歳出予算のうち、義務的経費については、前年度1号補正後予算と比べ、44億円、1.0%の減の4,387億円となっています。そのうち、人件費は20億円、0.9%の減、社会保障関係経費は対前年度当初予算より5億円、0.5%の増、公債費は対前年度当初予算より29億円、2.4%の減となっています。

投資的経費については、前年度1号補正後予算と比べ59億円、6.2%の減の891億円となっています。このうち公共事業費については、対前年度1号補正後予算比で6.4%増の728億円となっており、非公共事業費の減額により、投資的経費全体が減となっているものです。

その他の経費については、前年度1号補正後予算と比べ42億円、2.6%の増額となっていますが、これは、地方消費税収入の増収に連動して増額となる歳出の地方消費税都道府県清算金・市町交付金で65億円の増となることが主な要因です。

4ページをご覧ください。「財源不足への対応」です。

平成 30 年度当初予算の編成にあたっては、予算の要求段階で 165 億円の財源不足が 見込まれ、予算編成過程で、あらゆる歳入確保策の検討や厳しい優先度判断による選択 と集中を図ってきたところですが、財政調整基金からの繰入金などの歳入が前年度に比 べて 95 億円減少したこともあり、財源不足額を解消することが困難な状況にありまし た。こうした中で、県民サービスの低下を回避して、必要な事業費を確保するために、 県債管理基金への積立の見送りや「企業庁からの借入金の返済期間の変更」を実施する こととしました。

なお、今回計上を見送ることとした積立金については、後年度に積み立てる必要があります。そのためには、「集中取組」において取り組むこととしている公債費や総人件費の抑制などを着実に進めることで、積立に必要な財源を確保していく必要があります。そこで、平成30年度当初予算においては、真に必要な投資には的確に対応しつつ、前

年度と比較して、建設地方債等の発行を 78 億円、一般職給与費を 22 億円減額したところです。

次に、「財政健全化への取組」です。

まず、「県債発行の抑制」については、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政 運営を確立するため、臨時財政対策債等を除く県債について発行を抑制することとして おり、平成29年度1号補正後予算における計上額から78億円減の530億円を計上して います。

次の「総人件費の抑制」については、一般職給与費において、児童生徒数の減少や事業の見直しによる職員数の減、退職手当の制度見直し等により、前年度1号補正後予算より22億円の減となっています。

「三重県財政の健全化に向けた集中取組」において、平成31年度までに100%以下とすることをめざしている「経常収支適正度」は、100.4%となり、平成29年度の数値101.9%より1.5ポイント改善いたしました。平成31年度に目標が達成できるよう、経常的支出の引き下げに引き続き取り組んでまいります。

5ページ以降は、歳出の主な項目について、説明しています。

先ほどの6つの課題に対する主な事業について記載しています。個々の事業の説明は 省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で当初予算の説明を終わり、続いて、平成30年度の組織改正について、説明いたします。資料2の③をご覧ください。

平成 30 年度の組織改正は、後半に入る「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」を 的確に推進するとともに、県の果たすべき役割の変化や将来の行政ニーズを見据え、所 要の改正を行います。

また、2021年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備・運営体制も 強化します。

まず、1の組織改正等の概要ですが、(1) 医療・介護・福祉の充実に向けた健康福祉部の再編については、医療と介護の一層の連携や、平成30年度から県が担う国民健康保険の財政運営に的確に取り組むとともに、子どもの貧困対策や社会的養護の推進、児童虐待の防止など、子どもをめぐる課題等により機動的に対応できるよう、現行の健康福祉部を「医療保健部」と「子ども・福祉部」の2部に再編します。

また、これまで医療対策局の次長と兼務であった医療政策総括監を「医療保健部」に単独設置し、関係機関との連携や医療にかかる施策の推進体制を強化します。

次に(2)子どもたちへの支援体制の強化です。

1つ目が児童相談体制のさらなる強化です。児童相談所につきましては、児童虐待相談の増加・複雑化に適切に対応できるよう、これまでも体制強化を行ってきましたが、特に北勢児童相談所管内の児童虐待相談件数は依然として増加傾向にあります。また、里親制度を中心とした家庭的養護の包括的な推進も求められています。こうしたことから、北勢地域の児童相談体制をさらに強化することとし、「北勢児童相談所」の職員を増員します。

2つ目の「子ども心身発達医療センター」における看護体制の強化につきましては、 入院する児童に、よりきめ細かな支援が提供できるよう、児童精神病棟の看護体制を強 化することとし、看護師を増員します。

2ページをご覧ください。次に(3)「みえのスポーツイヤー」の取組の展開です。

1つ目が、国体・全国障害者スポーツ大会局の設置です。三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催気運を高めるとともに、本格化していく準備・運営業務を円滑に推進できるよう、現行のスポーツ推進局を「国体・全国障害者スポーツ大会局」に改正したうえで、職員を16名増員し、67名体制とします。また、現行の次長1名体制を2名体制とし、競技力の向上や地域スポーツの推進、東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ 2019 のキャンプ地誘致の取組等のスポーツ施策にも一層注力できる体制を整備します。

2つ目が、障がい者スポーツの推進です。障がい者スポーツの裾野の拡大に向け、選手の発掘や育成、障がい者スポーツ指導員やトレーナーの養成等を進めるとともに、障がい者スポーツの大規模大会の誘致活動を強化するため、「障がい福祉課」の職員を増員します。

次に、(4) 迅速な災害復旧とインフラ整備の推進です。

1つ目の災害復旧事業の推進につきましては、昨年 10 月に発生した台風 21 号及び 22 号による災害からの復旧を迅速に実施できるよう、特に被災件数の多かった5建設事務所に人員を配置します。

2つ目の高規格幹線道路の整備促進につきましては、熊野道路、新宮紀宝道路の整備にかかる用地取得を着実に推進するため、熊野庁舎に設置している「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」の職員を増員します。

3つ目のリニア中央新幹線の建設促進につきましては、2027年の東京・名古屋間の開業による本県への波及効果の調査等を行うとともに、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定に向けた提案や啓発活動を強化するため、「交通政策課」の職員を増員します。 次に(5)産業政策のさらなる展開です。資料は3ページです。

1つ目が「観光魅力創造課」の設置です。国内外旅行者のニーズの多様化を踏まえた体験メニューの充実や、宿泊業の働き方改革の推進等、観光の魅力創出に向けた取組を強化するため、観光誘客課を「観光魅力創造課」に改正し、職員を増員します。

2つ目が「みえ森林・林業アカデミー」の運営体制の整備です。林業研究所内に設置する「みえ森林・林業アカデミー」の開講準備を進めるとともに、アカデミーの円滑な運営を図るため、林業研究所に「林業人材育成推進監」と「アカデミー運営課」を設置します。

3つ目が、「農林水産政策・輸出促進監」の設置です。農林水産物の輸出について、その拡大を図るため、現行の「農林水産政策推進監」に関係機関との調整や情報収集、国への政策提言等の総合的な取組を担当させることとし、名称を「農林水産政策・輸出促進監」に改正します。

4つ目が「ものづくり・イノベーション課」の設置です。新エネルギー分野における 産業の創出を図るとともに、ICTをものづくり産業における技術革新や生産性向上に つなげる取組を展開するため、現行の「エネルギー政策・ICT活用課」と「ものづく り推進課」を統合し、「ものづくり・イノベーション課」を設置します。

5 つ目が、三重県営業本部担当課への「関西圏営業推進班」の設置です。本庁と関西

事務所が連携し、関西圏への営業活動をより一層推進するため、三重県営業本部担当課に「関西圏営業推進班」を設置します。

次に(6)簡素で効率的・効果的な組織体制の整備につきましては、職員研修の実施体制の見直しや、4ページになりますが、流域下水道事業の業務執行体制の見直しなどを行うこととしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、平成30年度当初予算の概要と組織改正について、説明させていただきました。 私からの説明は以上です。

大紀町長

嶋田部長、ご苦労様でした。ありがとうございました。

続いて、(2)三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組状況等について、説明をお願いします。

村木スポーツ推進局長

それではよろしくお願いいたします。スポーツ推進局長の村木でございます。三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備につきましては、各市町の皆様方には大変お世話になっておりますことを、まずは感謝を申し上げたいと思います。

それでは、資料の3-1をお願いします。開催準備状況でございますが、1のとこわか国体の概要につきましては、これまでも何度もご説明させていただいておりますが、会場地市町につきまして、県内の全ての市町で正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツのいずれかの競技を開催させていただくということになっております。開催時期につきましては、資料にあるとおりでございます。

下段のとこわか大会、全国障害者スポーツ大会でございますが、裏面をお願いしたいと思います。正式競技が、個人競技7つ、団体競技7つでございます。これにつきましては、もう1枚のペーパー「三重とこわか大会 会場地選定及び会期案について」という資料でございますが、実は本日の午前中に、三重県準備委員会の第3回委員会において審議をされまして、会場地につきましては第1次選定分としてお認めをいただいたところでございます。なお、フライングディスク及びバレーボール(身体、知的)につきましては、引き続き調整を行っておるところでございます。会期案につきましても、とこわか国体終了後の日程で、この二案を(公財)日本障がい者スポーツ協会に提出するということでございます。今後も何かとお世話をかけることが多いかと思いますが、是非よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは続きまして資料の3-2でございます。トップアスリートの県内定着のための取組ということで、三重とこわか国体で、天皇杯、皇后杯の獲得という目標を定めておりますので、トップアスリートが県内に定着するように、現在取組を進めております。まず1番目は、県内企業への就職支援ということで、県内企業151社から求人の登録をいただいておりまして、現在、32名のトップアスリートが内定をしておるところでございます。2番目が教員としての採用ということで、これにつきましても取組を進めております。3番が県職員としての採用ということで、これも、国体で競技者として活躍が期待できて、国体後も引き続き競技スポーツや地域スポーツなどの分野において県の施

策の推進に取り組む人材を採用するということで、この 30 年4月に2名を採用する予定でございます。今後、各市町におかれましても、実施していただく競技が一過性でなく、国体後も長く各市町で実施され地域の活性化に結び付くとともに競技スポーツが一層推進されますように、各トップアスリートの採用につきましてはご理解をいただきますようお願いします。県、各市町の皆さん、そして民間の方々、県内一体となって、国体の推進に取り組んでいきたいと考えています。

今後とも何かとご協力を賜ることも多いかと思いますが、是非ともよろしくお願いい たしたいと思います。私からは以上でございます。

大紀町長

村木局長、ご苦労様でした。

続いて、(3)中小企業の設備投資を後押しする新たな固定資産税特例について、説明をお願いします。

村上雇用経済部長

雇用経済部の村上です。どうぞよろしくお願いします。資料4をご覧ください。

「中小企業の設備投資を後押しする新たな固定資産税特例」について、現在、国のほうで検討が進められています。資料の1ページでございます。

地域の中小企業が所有している設備については、特に老朽化が進んでおり、生産性向上の足かせとなっている現状がございます。そのため、現在、国において、地域中小企業の生産性向上を強力に支援していくための仕組みの構築の準備が進んでいます。

中小企業が受けられる主なメリットとして、2つございます。

1点目が、中小企業の新規取得の設備について、固定資産税が「1/2~ゼロ」となります。これについては、平成30年度から平成32年度までの最大で3年間、各市町が新たに定める特例税率によることとなります。

次に、特例税率「ゼロ」をご決断いただいた各市町に立地する中小企業におきましては、国の「ものづくり・サービス補助金」など、平成30年度に約1,700億円規模にもなる中小企業向け補助金が、拡充・重点配分されることとなります。なお、各市町の固定資産税の特例措置による減収に対しては、交付税により措置されることとなっております。

2ページをご覧ください。続きまして、検討されています特例による中小企業の支援 スキームについて、ご説明いたします。

今通常国会に提出されます「革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法(仮称)」の制定を経まして、今後3年間、集中的に中小企業の設備投資を支援していく仕組みでございます。具体的には、各市町に、生産性向上に寄与する先端設備の導入促進目標などを示していただく「導入促進基本計画」を策定いただき、事業者である中小企業から申請、そして各市町で認定していただきます。各市町の認定によって、中小企業が、各市町の税制支援や、国の予算措置を受けることとなります。

続きまして3ページをご覧ください。拡充・重点配分となります、具体的な国の補助 金を記載しております。 固定資産税について、特例率を「ゼロ」としていただいた場合、「ものづくり・サービス補助金」など4つの補助事業で、当該自治体の中小企業が優先採択となります。

また、多くの中小企業に活用いただける「ものづくり・サービス補助金」では、補助率が、1/2から2/3~とアップされます。

最後のページです。中小企業が、補助金の拡充・重点配分を受けられるようになるまでのスケジュールをご説明いたします。

まず、今月、国から各市町に対して、固定資産税特例に関するアンケートが実施されます。本日付けで発送されることになっています。当該アンケートに対して、固定資産税率の特例措置として特例率「ゼロ」の意思表明が必要となります。

その意思表明を踏まえまして、国はこれから公募をいたします補助事業について、当該自治体に立地する補助対象事業者を優先採択いたします。これが6月頃になります。 そして、各市町の特例率に関する条例が成立した後、6月下旬~7月を想定していますけども、国が当該補助事業者の補助金交付の決定を行うこととなります。

説明は以上となりますが、地域の中小企業の皆様を国と連携して強力に支援していく 絶好の機会でございますので、是非ともご協力の程よろしくお願いいたします。

私ども県としましても産業支援機関と連携しまして、中小企業の皆様の補助金申請の お手伝いを行うなど、しっかりとサポートをしてまいります。

ちなみに、今月の26日(月)ですが、14:30~16:00まで、合同ビルに中小企業庁から職員が来て説明会が実施されると聞いています。私からの説明は以上でございます。

大紀町長

村上部長、ありがとうございました。ただ今、事項書4の報告事項について 説明がございました。これらについて、何かご意見、ご質問はございませんか。 よろしいですか。

ありがとうございました。以上で、報告事項を終わらせていただきます。それでは、ただ今から、10 分間、休憩とさせていただきまして、再開は 16 時 30 分とします。

<休憩>

大紀町長

それでは、議事を再開させていただきます。引き続き、お手元の事項書に従って進めてまいります。

ただ今から 50 分程度、事項書 5 「意見交換」を行ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

皆様のお手元に配付の資料5をご覧ください。

本日の意見交換は、あらかじめ設定しました、「台風 21 号・22 号にかかる 災害対応について」と、「みえ森と緑の県民税について」の、2 つのテーマで 行います。

1つ目のテーマ「台風 21 号・22 号にかかる災害対応について」ですが、意

見交換に先立ちまして、まず、テーマをご提案いただいた市長会を代表して、 伊勢市長様から、ご提案の趣旨などをご説明いただきたいと存じます。

それでは鈴木市長様、よろしくお願いします。

鈴木伊勢市長

ありがとうございます。少しお時間いただきまして、昨年の 10 月に三重県の南勢地域を襲いました、台風 21 号について、少しお話と、情報の共有等もさせていただければというふうに思っております。

まず台風のお話に入ります前に、1月に発生をしました伊勢市にある商店街の火災の際には、四日市市さん、津市さん、松阪市さん、鳥羽市さん、志摩市さんの県内5つの消防本部の皆様にご支援いただいたこと、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。また、三重県さんから防災へリを出動いただきまして、火災の現場の上空を映像に撮って、消防本部に送って、どういう体制をとるかというようなサポートもいただきましたし、三重県警の伊勢署の皆様方には、野次馬の対応とか動線の確保等、非常に迅速にご対応いただいたことに感謝申し上げたいと思います。

それでは台風 21 号の状況でございますが、新聞の報道でもありました通り、伊勢市内の小俣町の観測所で観測史上最大の 539 ミリ、48 時間の降雨量が観測されて、昭和 49 年の七夕豪雨よりもさらに大きい降雨があったところでございます。浸水被害からいきますと、七夕豪雨が 13,000 戸、今回は 1,800 戸ということで、七夕豪雨から約 100 基ぐらい、それぞれの管轄において、排水ポンプを設置したおかげです、7分の 1 から 8 分の 1 ぐらいにまで減ったものの、こういった急激な大雨にはまだまだ対応が必要ということでございまして、先般も国土交通省さんと三重県さんと協力しながら浸水対策協議会の設置をいただいたことも感謝をさせていただきたいと思っております。

また、災害発生後も知事からも直接お電話いただいて、何か要るものはないかと声をいただいて、本当に迅速に動いていただいたことに感謝を申し上げたいと思っているところでございます。

当市といたしましても、特に南海トラフの大地震・大津波の関係もあって、特に図上訓練であったり、BCPから BCMの取組を非常に近年積極的に力を入れてまいりまして、庁内の連絡体制というのは比較的スムーズにできたのではないかと思っているものの、ちょうど当日が衆議院の選挙の投開票ということで、当市以外でもほとんどの職員が選挙の投開票事務に当たっておりました。そういったこともあって、ちょうど雨が降り出して、投開票事務の職員全部が公用車に乗れるわけではありませんので、それぞれ自分の車に乗って投票所、開票所に行って、その途中で車が浸水してしまったケースもけっこうあって、ただしこれを税で全部救うことができるかというと、それもなかなか難しい状況もあって職員さんには泣いてもらっていることもありますので、それぞれの市町さんの災害対応についてもご参考にしていただければなと思っております。

そういった中で、当市でもこれだけの大きな規模というのもなかなか無かったものですから、これまで被災をされた、熊本県の各市町さんに、職員の個人的な繋がりがあるところに、いろいろとご指導賜って初動体制の参考にさせていただきました。災害が発生した直後に、何をしなければいけないのか、何ができるかということを、日ごろから訓練はしているものの、やはり想定外のケースが出てくることもありまして、災害コーディネーターの派遣であったり、また、職員の災害発生時の人材育成、こういったこともご検討いただければ大変ありがたいかなと思っております。

また、先ほど申し上げましたとおり、自然災害が発生すると、住民の方だけではなく、職員も被災者となるということをまざまざと見せつけられまして、投票所からも動けずに、車の中で一夜を過ごした職員もすいぶんとたくさんおりましたし、命からがら、全身ずぶ濡れになって災対本部に集まってきて、選挙事務が終わった後に災害対応に当たってくれた職員も多くいました。三重県さんには、被害認定調査でご支援いただいたところでありますけども、平成24年の8月に三重県と市長会、町村会の三者で応援協定を締結しているところでございます。やはり今回は南勢地域の、それほど大きい範囲ではなかったものの、これが本当に大規模な範囲で被害があった場合、どこの市町にどういった災害に対する資源があるのか、人であったりモノであったり、ここだったらお願いできるなと、迅速に対応できる体制というものをみなさんで共有、そして理解できるようなことができると、万が一の時にも大変ありがたいかなということで、こういったこともご検討いただければというふうに思っているところでございます。以上、2点でございます。よろしくお願いします。

大紀町長

鈴木伊勢市長さん、ありがとうございました。ここで、県内の被害状況等について、防災対策部からご説明をいただきたいと思います。福井防災対策部長よろしくお願いします。

福井防災対策部長

防災対策部の福井でございます。

台風 21 号による災害発生直後から、大紀町をはじめ南勢志摩地域の市町や、明和町、 紀宝町におかれましては、伊勢市とともに大きな被害のあった玉城町に対しまして、人 的・物的支援を行っていただきました。誠にありがとうございました。この場をお借り しましてあらためて感謝申し上げます。

それでは、資料に基づきまして説明をいたします。 台風 21 号・22 号に係る被害状況 であります。

人的な被害といたしましては、2名の尊い人命が失われました。また、重軽傷者も13名という大きな被害が生じました。その横は、多気町長谷地区での土石流の状況でありまして、公民館が全壊となりましたが、地区の方々は直前に公民館から避難をして、幸いにも人的被害はありませんでした。その右側は、伊勢市における被害状況でございま

す。新道商店街において浸水被害が生じまして、ご覧のようにアーケードの中が川のよ うな状態となりました。

このように、県内各地で大きな被害が発生しまして、特に、伊勢市、玉城町において浸水被害が甚大であったことから、紀伊半島大水害以来となる災害救助法を適用したところです。

中段の左側は公共土木施設の被害状況でございまして、県管理・市町管理を合わせて、被害概算額は約 93 億円でございまして、災害査定はすでに終了し、復旧に向けた取組が進められているところです。その右側が、農林水産関係の被害状況でございまして、国に対して復旧支援を求める緊急要望を行ったところ、農地や農業用施設、林道などについて激甚災害の指定がなされ、復旧に向けた取組が進められています。また、災害ボランティアについては、「みえ災害ボランティア支援センター」を設置いたしまして、延べ1,000名を超える方々が県内各地で活動をいただきました。

そのほか、学校関係施設や文化財においても多くの被害が発生したところであり、また、事業所や商店が浸水するなどの被害が発生したことから、金融相談窓口を設置いたしますとともに、セーフティネット資金の貸付などを実施いたしました。 J R 関西本線については、亀山駅・柘植駅間でバスによる代行輸送が続けられてきましたが、1月9日に運転再開となったところです。

被害状況については以上でございますが、先ほど伊勢市長様から、「災害コーディネーター」の派遣、「災害時の応援のあり方」の2点について、提案をいただきました。

災害発生時に現場の実務から災害救助法などの法的な対応までを総括的にコーディネートできる人材は、ご指摘のとおり限られた人材しかいない現状にあります。このため、南海トラフ地震などの大規模な災害発生時には、県内全ての市町が甚大な被害を受けることが想定されますため、広域受援計画を策定し、他県の自治体職員の応援を円滑に受け入れる仕組みを整備することにしています。また国においても「災害マネジメント」を総括的に支援することができる自治体職員を登録して派遣するシステムの準備を今進めておりまして、来年度からスタートすることとなっています。

一方で、台風等による風水害対応については、県内での支援が中心とならざるを得ない状況でございます。このため、県におきましては、来年度から災害救助法を健康福祉部から防災対策部に移管することにしておりまして、災害対応の主たる法律である、災害対策基本法、被災者生活再建支援法とともに、一元的に担うことにしており、災害法制の面からの支援が円滑にできるよう改善してまいりたいと思っています。

こうした取組とともに、今回の台風 21 号におきまして、紀宝町から、紀伊半島大水 害の際に指揮を執られた新元特別参与を、玉城町にコーディネーターとして派遣いただいたところでございます。今後は、みえ防災・減災センターでの人材育成も含め、大学と市町・県が連携して、災害コーディネーターの人材育成を進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目に、先ほど広域受援計画の策定を進めていると申し上げましたが、市町においても受援体制を整備していただけるように、来年度、モデル市町とともに手引書の策定などの取組をいたしたいと考えていますし、先ほど伊勢市長様からご提案がありましたように、市町や県が応援や受援の状況を迅速に把握できるように、防災情報システム上

で、応援を要する業務や人員、逆に応援を出せる業務や人員について、県内の全ての市 町が情報を見られるような仕組みの整備をしていきたいと思っております。市町災害時 応援協定も含め、今後、市町等防災会議の場を通じて具体的な内容を整理してまいりま すので、よろしくお願いします。以上でございます。

大紀町長

それでは、ただ今の説明をふまえて、意見交換を行いたいと思います。どな たからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

西田紀宝町長

すみません、いつもありがとうございます。紀宝町でございます。災害の話、水害の話となると、どうしても紀宝町は黙っているわけにはいきませんので、一言だけ、ご要望という形になるかもわかりませんが、話をさせていただきたいと思います。この 21 号台風については、本当に6年前の私どもの紀伊半島大水害から6年ぶりというか、6年の間に2回も大きな災害が起こったということでございます。そういったなかで、先ほどお話にもございましたように、伊勢市さん、玉城町さんが大きな災害を受けられたということでございます。紀宝町についても、山腹崩壊とかについても、県の方の治山、あるいは急傾斜事業で迅速に対応していただきまして、大変ありがたいなというふうに思っておりまして、今後とも引き続き事業の着手に向けて、またお力添えを賜りたいというふうにも思っています。

私どもの町も21号台風では、83戸の床上浸水でございまして、そのうち人 家が 73 棟ということでございまして、床上浸水の被害にあわれた皆様方の状 況を見せていただきますと、本当に心が痛いというか、大変、行政としても申 し訳なく思っておりまして、何とかこれは放置するわけにはいかないなという 思いが非常に強くなってまいりまして、特に今回の場合は 83 棟の大半が神内 川沿いというところで起こっておりまして、6年前もここで同じような状況が 起こっておりまして、6年間で2回も続くということで、この間私も選挙がご ざいまして、いろいろお願いに行くと、「何してるのや」ということでしょっ ちゅう怒られまして、やはりしっかりと安全安心な町ということで造っていく 上においても、期間が短くて水害が発生するというのは、やはりどこかで欠陥 があるのだろうというふうに思っていますので、堆積した土砂の撤去とか、そ れから神内川という意味で言えば、河川整備方針とか、河川整備計画、これら をしっかりと策定していただいて、ぜひとも早急に対応していただく体制を県 の方にもお願い申し上げたいなというふうに思っておりまして、もう二度とそ ういう状況にならないように我々も願っておりますし、そういう状況を作って いかなければいけないかなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げた いと思います。

その中で特に、先ほどお話もございましたけど、農林水産の災害については、 知事はじめ皆様方のお力をいただくなかで激甚の指定をとっていただきまし て、我々としても非常に災害復旧に向けても弾みがついてきたということでございまして、大変うれしく思っておりますし、また、見舞金についてもご配慮いただいて、地域の被災された皆様方にも、お見舞いさせていただいて非常に喜んでいただいていますので、それについても、迅速に対応していただき、そしてお心遣いいただいて、大変感謝いたしております。

これからやはり、三度目が起こらないようにしながら、お願いをしたいなというご要望みたいな感じで申し訳ないですが、こういった形でお願いをしておきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

ただひとつ、防災対策部長もおっしゃっていただきましたが、私どもは、タイムラインに取り組んでおりまして、高岡地区の輪中堤は住んでる人も少なくなったのですけど、しかし、事前にとにかく避難してくれということでお願いしまして、避難をしていただいて、そこも1m50 cmくらいの床上の浸水があったのですが、人的被害もなく、やはり事前に早め早めの対応を取っていく必要があるのかなということを改めて感じましたので、これからもタイムライン等含めて、三重県さんや国のご支援いただくなかで、さらに安全安心の町にしていきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

久保多気町長

ありがとうございます。私の方からもお礼を言わせていただきたいと思います。

先般、写真にもあります、長谷地区の災害につきましては、知事はじめ現場の方、対応していただきましてありがとうございます。そしてまた、渡邉副知事が危機管理統括監のときでしたか、土砂訓練をさせていただいておりまして、その効果がありまして、本当に、直前に住民皆避難しまして、一人もけが人も出さずにすみました。そして今回の災害があった直後に県土整備部、農林水産部の方に、町で対応できないことを、積極的に対応していただきました。本当にありがとうございました。お礼を言わせていただきます。

辻村玉城町長

玉城町の辻村です。私の方からも、この今回の台風 21 号の災害に対しまして、知事はじめ、県の部局の皆様方、近隣の市や町の皆様方に大変なご心配をいただきまして、本当に心から感謝を申し上げる次第であります。

私どもの町が、大きな洪水とか、災害については、意識はしておりましたが、こんな 170 棟を超える床上浸水がありました。床下浸水も 250 棟あったわけでございますが、ちょうど町の真ん中が田丸城の城下町でございまして、城下町は昔から城主によって守られてきたと、そういう意識がありました。本当に、未曽有の大災害でありました。これを機に町もそうですが地域の皆様方ももう一度改めて意識を新たにして、そして防災減災の対策を強化していかなければならないと、そう思っておりますのと、いろんな政策を推進する観点からも、

防災を意識して取組をしていきたいとこんな風に思っております。この前、西田(紀宝)町長さんのところへおじゃまさせていただいて、議会が新元(特別参与)さんのお話を聞かせていただいたのですが、議員全員の意識が変わりまして、それまでは執行部何しとるのやという考えがあったり、もっと行政として力を入れていくべきではないかというような意識も非常に強かったわけですが、やはりタイムラインの取組や、そしてあくまでも地域のみなさん方が自主防災という観点からの取組、これを視察させていただいた全部の議員の意識が変わりました。今まではややもしますと、大災害がありましても、誰が悪かったんやということを言っていましたが、やはりこれは自分たちで先にしよう、そして共助の意識が大事なんだと、こういうことが、今広がりつつあるなと思っております。どうぞこれからもご指導いただきますよう、お願い申し上げます。ありがとうございます。

亀井名張市長

10月の台風 21号の際には、私どもの墓地公園が約3,300区画あるんですが、そのうちの約200区画が崩落してしまうという災害が起こりました。今、お骨を収集する作業をしているのですが、数年かかる事業になると思っていまして、県にもこれを復旧する工法等についていろいろご指導いただいて、計画を作っています。

これは全国でも初の事例でして、国土交通省の担当局長も慎重になっておりますが、何とか災害復旧事業で採択いただけるように今も交渉を続けているという状況でございます。

防災対策部長

やはり災害対応は、ハード、ソフト合わせてしっかりと取り組む必要があろうかというふうに思っております。県庁におきましても、防災対策部だけではなく、県土整備部や農林水産部、さらにはほかの部局も力を合わせて、取組をさせていただきますので、今後とも、各市町におかれましてもよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

大紀町長

皆さん、ご意見ありがとうございました。それでは時間の関係もございます ので、次のテーマに移らせていただきます。

2つ目のテーマは、「みえ森と緑の県民税について」です。これについても、 テーマをご提案いただいた市長会を代表して、亀山市長様から、ご提案の趣旨 などにつきまして説明をいただきたいと存じます。

それでは、櫻井市長様、よろしくお願いします。

櫻井亀山市長

ありがとうございます。亀山市の櫻井でございます。私の方からは市長会を 代表して県民税について提案させていただきたいと思います。 ただ今の台風 21 号とも関連する話でありますが、災害に強い森づくりをしていこうということで、先ほどの大きな被害、土砂災害、それから深層崩壊、こういう状態の課題に対して、いかに適切にこれに備えていくかということ、森林の荒廃が一つの大きな要因ではありますが、その上に何を構築していくかというのは、極めて重要な政策課題と思っております。本県においては、4年前、平成 26 年に森と緑の県民税の創設をいただきまして、それに敬意を表したいと思いますし、またこれを原資に県と市町がそれぞれの役割分担を担いつつ、今、県民税市町交付事業へ展開いただいて、29 市町それぞれ努力を重ねておるところであります。

しかしながら、ご案内のような、たとえば既存事業とか、産業振興事業などは交付金の対象外になっていたり、その使途につきましては、新たな事業というところを少し強調されておりますことで、限られております。たとえば本来先ほどの台風、自然災害の予防、災害に強い森づくりという意味では、多くは県がやって頂いている部分はあろうかと思いますけれども、しかし、防災面とか林業振興に必要不可欠な間伐事業につきましては、財源充当が大変厳しいということで、市長会、町村会、それぞれから県に対してはその使途の見直しとか、より全体としての再構築をお願いしているところであります。

一方、県の予算を公表いただきましたけれども、県の森林林業予算は年々減少してございまして、県下の森林整備事業はなかなか進んでいない状況にあります。こういう中、国において、いわゆる森林環境税の導入が決定されて、そして平成31年から譲与が始まってくるということでございます。この機会に現在の県民税の使途のあり方等々併せまして、より今後の本県の森林整備、各市町の現状の政策推進に寄与するような制度設計、仕組みづくりをぜひともご検討いただきたいということであります。

もう一点は長期的な森林整備、新たな森林管理の仕組みという視点に立てば、本県は生産林と環境林を分け、平成 13 年度から全国に先駆けて進めてきた、特に森林環境創造事業という素晴らしい森林管理の仕組みがございますので、こういう政策展開につきましても、縮小廃止するのではなく、ぜひ長期的展望でもって、今後の県の森林管理の適正な制度設計へ、対応いただきたいとご提案申し上げたいと思います。

大紀町長

櫻井市長さん、ありがとうございました。それでは、みえ森と緑の県民税について、岡村農林水産部長さんから、よろしくお願いします。

岡村農林水産部長

農林水産部長の岡村でございます。私からは、少し補足的なことも含めて説明させていただきます。資料「みえ森と緑の県民税について」の1ページをご覧ください。

「みえ森と緑の県民税」は、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針と5つの対策に沿って事業を進めているところでございま

す。

県と市町の役割分担ということで、県では、主に「土砂や流木を出さない森林づくり」などに、市町におかれましては「市町交付金事業」を活用いただき、様々な創意工夫ある取組を行っていただいています。お礼を申し上げたいと思います。

評価でございますが、県に設置しました評価委員会において、これまで実施してきました事業の総合評価は、すべて「継続が妥当である。」と評価されているところです。

先ほど提案もございました、見直しにつきましては、論点を整理しています。この税は条例により、施行後おおむね5年ごとに見直すこととしていますので、現在、市町や団体、県民の皆さんのご意見やご要望を聴き取りながら、「新たな取組の必要性」や「国税と関係」などの4つの論点について検討を進めているところです。

次に、新たに創設が予定されております、国の「森林環境税」及び「森林環境譲与税」 について少し説明させていただきます。

昨年12月に、税制改正の大綱が公表され、「自然条件が悪く、採算ベースに乗らない 森林について、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため創設する。」と示 されたところです。

森林環境税は、税率を年額 1,000 円、市町村において個人住民税と併せて、平成 36 年度から課税されることになりますが、平成 31 年度から先行して、森林環境譲与税として市町村と都道府県に譲与されることとなります。

使途としては、市町村は、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てる」と、都道府県は、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てる」とされていますので、市町の皆さんと連携しながら活用について検討していきたいと考えています。

現在、森林を取り巻く様々な課題にこれまで以上に対応していく必要があると考えておりまして、亀山市長様からご提案のありました「間伐等の森林整備への活用」につきましては、国税との一体的な活用や役割分担を整理する中で、より柔軟に対応できるよう、県民税の方を見直すことを検討しています。

具体的には、間伐については、防災面や水源の確保、環境保全などの新たな取組にも 充当できるよう、活用方法を検討してまいりたいと思います。

また、森林整備を行ううえで、不可欠な作業でもある「森林境界の明確化」が円滑に 進められるよう、県民税を活用していくことも検討しているところです。

事業実施の原則について、既存事業の取扱いについては、新たな視点を取り入れた対策であれば可能とすることや、産業振興事業については、定義を「直接的な財産形成を目的とする取組でないこと」へと見直す方向で、これまで以上により柔軟に活用できるよう検討しています。

この他、森林・林業アカデミーなどの人材育成や、獣害対策など新たな取組について も活用できるよう、現在検討を進めているところです。

今後のスケジュールとしましては、その都度、市町の皆様のご意見を伺いながら、本年4月に中間案を取りまとめ、8月に評価委員会からの最終答申をいただくこととしています。

今後とも意見交換などでお世話をおかけしますが、ご協力をいただくことをお願いし

まして、私からの説明を終わらせていただきます。

大紀町長

それでは、ただ今の説明を踏まえて、意見交換を行いたいと思います。どな たからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

ないですか。時間も来ておりますので、まだまだご意見を頂戴したいところですが、このあたりで意見交換を終わらせていただきたいと思います。本日は、たくさんの貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。いただきましたご意見につきましては、今後に生かしていただきたいと思います。

以上で予定していた議事は終了いたしましたが、本日の会議全体を通して、 何かご意見等ございましたらお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

地域連携部長

どうもありがとうございました。皆様には、議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、市長会副会長の鈴木伊勢市長様からご挨拶 をいただきたいと存じます。

伊勢市長

本日は、鈴木知事を始め、県幹部の皆さんと、谷口町村会会長始め皆さん方と御一堂に会し、協議会を開催いただいたことを心から御礼申し上げたいと思います。

今回の当初予算のポイントにありますように、未来志向の予算編成を行っていただいていることを強く感じました。特に社会的支援の関係については、社会的養護の新しいビジョンができていて、これまでのやり方とはかなりドラスティックに変わっていることに対応されていると感じました。

社会的養護ビジョンの中を見ていくと、これまで国・県にお任せしきっていたものが市町にもしっかり要請するように書いてあります。我々も受け入れていくところはしっかりと受け入れていかなければならないと思っていますので、今後、予算確保の点であったり、何よりも人材育成をしていかないことには、社会的養護の充実は難しいと思いますので、予算規模は第一歩であり、是非、知事お得意の市町や企業を巻き込んでいただくことで、新しい三重県の社会的養護のモデルが誕生するのではないかと期待していますので、知事当局を始め、市町の皆さん方にも改めてお力添えをお願いして、挨拶に替えさせていただきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

地域連携部長

ありがとうございました。これをもちまして平成 29 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会を終了させていただきます。